


所管部課	都市建設部土木課	部長	直井 亨	
件名	専決処分の報告について（インターロッキングブロックがたつきによる人身事故）			
		区分	○	1 審議事項
				2 報告事項
関係事項	条例規則	地方自治法第180条第2項		
	部課機関			
1. 要旨				
<p>平成29年1月12日（木）午前9時30分頃に発生した東大和市駅前広場でのインターロッキングブロックがたつきによる人身事故について、「損害賠償額の決定及び和解に関する市長の専決処分について」に基づき専決処分をしたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、市議会に報告したい。</p> <p>事故の内容は、被害者が東大和市駅前広場を歩行中、インターロッキングブロックのがたつきによりつまずき、転倒し右手を負傷したものである。</p> <p>損害賠償額の決定及び和解の内容については、損害賠償額として4,030円を市が相手方に対して支払うものである。</p>				
2. 経過（現時点に至るまでの経過）				
<ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年 1月12日（木） 事故発生</li> <li>平成29年10月18日（水） 専決処分</li> <li>平成29年10月18日（水） 示談締結</li> </ul>				
3. 留意事項（問題点等）				
4. 主管部処理案（検討結果等）				
<ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年第4回市議会定例会において報告したい。</li> <li>賠償金については、公益社団法人全国市有物件災害共済会「道路賠償責任保険」により全額補填される。</li> </ul>				
5. 審議結果				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。